

# 一般社団法人 海部郡医師会裁定委員会会議規則

- 第1条 裁定委員会は会長が招集する。
- 第2条 裁定委員は互選により委員長を定める。委員長は会議の議長となる。
- 第3条 役員は裁定委員会の議事に参与することができる。但し議決に加わる事は出来ない。
- 第4条 裁定委員会を招集する時は事件の内容を記した文書を以って緊急の場合を除く外7日以前に通知しなければならない。
- 第5条 裁定委員に於て調査した事項は文書を以ってこれを裁定委員会に報告するものとする。
- 第6条 前条の事実調査に要した費用はこれを医師会に請求することができる。
- 第7条 裁定委員会は委員定数の3分の2以上出席しなければ会議を開く事ができない。
- 第8条 裁定委員会の議決は出席委員の過半数を以ってこれを決する。可否同数の場合は委員長が決する。
- 第9条 裁定委員長は会議の結果を会長に報告するものとする。
- 第10条 裁定委員長は会議録を作り出席委員と共に署名捺印するものとする。

## 附 則

- 第11条 本規則に定めていない事項については定款及び会議規則を準用する。
- 第12条 本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。